

令和元年第5回 松山市教育委員会定例会

(重松事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

よろしくをお願いします。

(重松事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和元年第5回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に松坂委員を指名いたします。

ここで、お知らせをいたします。

松山市の教育委員会では、松山市教育委員会会議規則に基づき、傍聴人に限り入室を許可できることとしています。

本日の教育委員会定例会には、5人の傍聴を許可しておりますので、ご報告いたします。

あわせて、カメラの撮影等も許可しておりますので、申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等案件に対して賛成あるいは反対の意見表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

規則等に基づき非公開の議決があった時は、一時的に退席していただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げます。

それでは、議案に入ります。

日程第1 議案第20号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

友近地域学習振興課長から説明を求めます。

(友近課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願ひいたします。

お手元の資料1ページをお願いします。

議案第20号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご説明を申し上げます。

各公民館の事業計画や管理運営等を審議する公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により、教育委員会が委嘱することとなっております。

今回、委嘱している公民館運営審議会委員のうち、5月15日をもって20名が、また、5月31日をもって11名が退任し、新たに65名の委員を委嘱するものでございます。

まず、退任される方々は、小・中学校長の人事異動、また、小・中学校PTA会長など、地域で就任している役員の交代等の理由により、公民館運営審議会委員の辞任願が教育委員会に提出されたものでございます。

続いて、今回、新たに委嘱を予定している方々は、平成31年3月31日で任期が満了した委員の後任、また、先ほどの退任者の後任として委嘱するものでございます。

なお、任期は資料2ページ、就任者氏名等にありますが、道後公民館高田誠氏ほか7名は令和元年5月15日から令和3年3月31日まで、資料3ページの湯山公民館小池達士氏ほか26名は令和元年5月16日から令和3年3月31日まで、資料4ページの伊台公民館高智義一氏ほか29名は令和元年6月1日から令和3年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

(教育長)

ここで、1名の傍聴を希望されておりますので、入室を許可いたします。

以上で説明は終わりました。

この件に関して、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

では、採決をいたします。

議案第20号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することにご異

議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第2 議案第21号「松山市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

横江学校教育課長から説明を求めます。

(横江課長)

失礼します。

学校教育課の横江です。

よろしく申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第21号「松山市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

教育支援委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育支援を必要とする幼児・児童及び生徒について、医学・心理学・教育等の見地から調査審議し、教育支援に必要な助言を行うことを実務として設けられたものです。

現在、就任している18名の委員のうち、1名の委員が令和元年5月27日に、4名の委員が同年5月29日に、1名の委員が同年5月31日に、それぞれ任期満了となり、このたび、新たに委員を委嘱しようとすることから、松山市教育支援委員会条例第4条の規定により、議案として提出するものです。

議案の内容は、任期満了となる6名の委員のうち、松友委員、河村委員、渡邊委員、大田委員の4名については再任とし、残りの2名については新たに、愛媛大学教育学部附属特別支援学校の仲神正人副校長と、松山市立石井幼稚園の村上裕子教頭に委嘱しようとするものです。

6名ともに、子どもたちに対する特別支援教育に関する専門の知識・経験が豊富であることから、教育支援委員会の委員として、適任であると考えています。

なお、任期につきましては、令和元年6月6日から令和3年6月5日までの2年間となっております。

ます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決をいたします。

議案第21号「松山市教育支援委員会委員の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第3 議案第22号「学校評議員の委嘱について」を議題といたします。

横江学校教育課長から説明を求めます。

(横江課長)

失礼します。

引き続き、学校教育課です。

よろしく願いいたします。

議案書10ページをお願いいたします。

議案第22号「学校評議員の委嘱について」ご説明いたします。

学校評議員制度は、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくために設けられたものです。

学校評議員については、去る平成31年4月30日に任期満了となり、このたび改選を行い、委嘱しようとすることから、松山市立幼稚園管理規則第18条第3項及び松山市立学校管理規則第15条第3項の規定により、議案として提出するものです。

なお、令和元年度に各小・中学校・幼稚園から

推薦された学校評議員は合計605名で、その任期は令和元年5月14日から令和2年4月30日までとなっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、採決をいたします。

議案第22号「学校評議員の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第4 議案第23号「松山市立子規記念博物館協議会委員の委嘱について」を議題いたします。

岡田子規記念博物館所長から説明を求めます。

(岡田所長)

文化財課子規記念博物館でございます。

ご説明をさせていただく前に、申し訳ございませんが、お手元の資料の訂正をお願いいたします。

資料の24ページの「松山市立子規記念博物館協議会委員(案)」の委嘱期間でございますが、令和2年6月30日までとなっておりますが、正しくは令和3年6月30日でございます。

お詫びをして、訂正をさせていただきます。

申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

お手元の資料23ページをお願いいたします。

議案第23号「松山市立子規記念博物館協議会委

員の委嘱について」ご説明いたします。

博物館協議会は、博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法で規定されています。

現在の博物館協議会の8名の委員は、令和元年6月30日をもって任期満了となり、8名の内、任期が10年以上となる2名が退任されます。

そこで、資料24ページの「松山市立子規記念博物館協議会委員(案)」にございますように、新たに鈴木美恵子氏と今泉志奈子氏の2名を選任し、宮崎光彦氏をはじめ6名の再任の委員と合わせ、8名に委員を委嘱するものでございます。

新たに選任する鈴木美恵子氏は、文化芸術の振興をNPO活動を通じて推進する活動をされています。

また、今泉志奈子氏は愛媛大学の教授であり、英語俳句に取り組みされている方でございます。

なお、任期につきましては、令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間となります。

以上で説明は終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございますか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決をいたします。

議案第23号「松山市立子規記念博物館協議会委員の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第5 議案第24号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」を議題いたします。

渡部教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(渡部所長)

教育支援センター事務所でございます。

よろしく願いいたします。

お手元の議案書・報告書26ページをお願いいたします。

議案第24号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」ご説明させていただきます。

松山市青少年育成支援委員は、松山市教育支援センター条例第3条第4号及び同施行規則第4条の規定により教育委員会が委嘱しております。

今回、今年の4月に校区一般の支援委員として委嘱しましたが、家庭の都合などにより退任するものと、その代わりに新たに委嘱するもの、また任期満了に伴い、各小中学校の生徒指導及び市内の商店街関係者を新たに委嘱するものでございます。

本件で退任するものは、資料27ページの上段の表のとおり、中学校区単位の校区一般から8名と、新たに委嘱しようとするものは、資料27ページから30ページに示させていただいておりますとおり、校区一般が4名、小学校54名、中学校30名と、市内の商店17名と計105名であります。

なお、任期は令和3年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは採決いたします。

議案第24号「松山市青少年育成支援委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案どおり決定をいたしました。

次に、日程第6 報告第6号「公民館長の任命について」を議題といたします。

本件は、日程第7 報告第7号「公民館運営審議会委員の退任について」と関連がありますので、一括して説明を求め、質疑応答の後、順に承認を行います。

それでは、友近地域学習振興課長から説明を求めます。

(友近課長)

失礼いたします。

地域学習振興課です。

よろしく願いいたします。

お手元の資料32ページをお願いします。

まず、報告第6号「公民館長の任命について」ご説明申し上げます。

社会教育法第28条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第1号により、次の方が公民館館長に任命されましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

今回、任命されました館長は、清水公民館館長近藤雅美氏でございます。

なお、任期は平成31年4月26日から令和2年3月31日までとなっております。

引き続きまして、資料34ページをお願いいたします。

報告第7号「公民館運営審議会委員の退任について」は、松山市公民館条例第3条第1項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により、清水公民館運営審議会委員近藤雅美氏の退任につきまして、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

退任の理由は、先ほどご説明させていただきましたとおり、清水公民館長就任によるものでございます。

いずれも急施を要するため、教育長の専決により処理しましたので、ご報告申し上げます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしく申し上げます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

まず、報告第6号「公民館長の任命について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、併せて説明のありました報告第7号「公民館運営審議会委員の退任について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第8 報告第8号「学校医の退任及び委嘱について」を議題といたします。

石橋保健体育課長から説明を求めます。

(石橋課長)

保健体育課の石橋です。

よろしく申し上げます。

「学校医の退任及び委嘱について」ご報告いたします。

資料は36ページです。

今年度の学校医等の委嘱につきましては、去る3月25日に開催されました教育委員会臨時会にて決定していました。

その後、松山市医師会から、勤務先医療機関の人事異動に伴い、中島小学校と中島中学校の学校医変更の申し出があり、4月25日付で小林武史氏が退任されましたので、4月26日付で後任である

大熊真一氏を委嘱しました。

これらは、教育長の専決処分にて実施しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、今回、ご報告するものです。

以上でございます。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第8号「学校医の退任及び委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第9 報告第9号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」を議題といたします。

渡部教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(渡部所長)

教育支援センター事務所でございます。

よろしく申し上げます。

お手元の資料、議案書・報告書38ページをお願いいたします。

報告第9号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

松山市青少年育成支援委員は、先程の議案第24号でご説明させていただきましたとおり、教育委員会が委嘱しております。

高等学校及び中等教育学校等につきましても、先程の議案と同様に任期満了に伴い委嘱するものでございます。

この高校・中等教育学校においては、5月当時から、定期的な校外補導を実施するため、活動実施に支障をきたすことから、先に教育長専決によ

り、委嘱しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項に基づいて報告するものでございます。

これで市内の支援委員は、合計、今回の99名を加え、427名となり、任期も令和3年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、報告第9号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第10 請願第2号「文科省通知を誤解・曲解した教科書採択制度の廃止を求める請願」について審議を行います。

本件に対するご意見等はございませんでしょうか。

(豊田委員)

公立学校で使用する教科書につきましては、教育委員会に採択権限があります。

採択権者の責任が不明確になることがないように、現在の教科書採択制度に改めて公正かつ適正に採択を行っているところでもありますから、新たに制度を考える必要がないという風に考えます。

以上のようなことから、今回の請願は不採択とすべきではないかと思います。

(教育長)

その他ございませんか。

よろしいですか。

それでは、採決をいたします。

請願第2号「文科省通知を誤解・曲解した教科書採択制度の廃止を求める請願」について、委員から、不採択の意見がありましたが、本件を不採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(一同)

全員挙手

(教育長)

挙手、全員であります。

従って、本件は不採択と決定をいたしました。

本日予定の日程は以上となります。

以上をもちまして、本日の日程は終了をいたしました。

これにて、令和元年第5回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(重松事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。